

学校いじめ防止基本方針

和歌山県立紀伊コスモス支援学校

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	
(1)	いじめに見られる集団構造	2
(2)	いじめの態様	2
4	いじめの防止等の学校の取組	
(1)	いじめの防止等の対策のための組織	3
(2)	未然防止	
ア	道徳教育及び体験活動等の充実	4
イ	学級づくり、児童生徒の人権意識の向上	4
ウ	児童会・生徒会活動等の活性化	4
エ	授業づくりの改善と工夫	4
オ	開かれた学校づくり	4
カ	インターネット上のいじめの防止	4
(3)	早期発見・早期対応	
ア	早期発見	5
イ	早期対応	5
ウ	関係機関との連携	6
エ	インターネット上のいじめへの対応	6
(4)	教職員の資質能力の向上	6
(5)	家庭・地域との連携	6
(6)	継続的な指導・支援	7
(7)	取組内容の点検・評価	7

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断・報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供・・・・・・・・・・・・・・8

参考資料

- 資料1 重大事態対応フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 資料2 「いじめ問題への取組について」のチェックポイント・・・・・・・・10
- 資料3 いじめの態様と刑罰法規及び事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 資料4 学校と警察との相互連絡制度に関する協定書・・・・・・・・・・・・13

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめ防止対策推進法に定められた定義に基づき行うものとする。

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様について理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしゃからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしゃからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく言われる
 - ・「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・わざと会話をしない
 - ・対象の児童生徒が来ると、その場からみんないなくなる
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・遊びと称して、技をかけられる
 - ・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・持ち物を隠される
 - ・持ち物を盗られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・机や壁等に誹謗中傷を書かれる
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗中傷や事実と異なることをかかれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
- ・いたずらや脅迫のメールを送られる
- ・SNSのグループから故意に外される

4 いじめの防止等¹の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

イ いじめ防止等対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、学部主事、児童生徒指導部長、人権教育担当、教育相談担当

また、必要に応じて、学級担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーを加える。

ウ いじめ防止等対策委員会は次のような役割を担う。

(ア) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直すといったPDCAサイクルの検証の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 未然防止

本校には、他の児童生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが苦手な児童生徒、自分がいじめられているとの認識が弱い児童生徒、また、相手が嫌がっていること自体を理解する認識をもちにくい児童生徒が在籍する。このような児童生徒に対していじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し解消を図ったりするためには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。それには、担任だけでは見守りきれない時間帯（休み時間や給食準備時等）をカバーできるような体制をつくったり、当該児童生徒に係る情報を全教職員で共有できるような機会を確保したりする。

また、いじめを許さないという意識を育てていくために、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要である。特に、全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、認知や具体的行動を伴ったソーシャルスキル・トレーニングやロールプレイング等、児童生徒の社会性を育む取組を通じて、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等を養うとともに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

¹ 「いじめ防止等」とは、ここでは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級づくり・児童生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、いじめは、児童生徒が所属する集団の構造や人間関係に起因することが多いことから、全ての児童生徒一人ひとりが異なる教育的ニーズがあることを理解した上で、互いの違いやよさを認め合い、ともに協力していくことを意識した学級づくりを行う。

ウ 児童会・生徒会活動等の活性化

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するためには、児童生徒が児童会や生徒会活動等を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてより良い学校づくりに参画し、いじめ問題を解決しようとする自主的な活動を推進することが重要である。

このため、学級活動等で自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

また、児童生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から各児童生徒に適した教材研究や授業研究を行い、指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

タブレット型情報端末をはじめとする情報機器については、各教科や自立活動等の指導において、障害の状態や特性を踏まえて適切に活用し、指導の効果を高めるとともに、児童生徒の情報の収集・編集・表現・発信等のコミュニケーション手段として有効であることから、積極的に活用する。

一方で、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に児童生徒が関わったり巻き込まれたりすることのないよう、SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを児童生徒にしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、インターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、いじめの兆候をいち早く把握することは迅速な対処の前提になる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを6月、11月、2月に実施する。実施にあたっては、いじめの定義やアンケートの意義を児童生徒に説明するとともに児童生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。また、回収する際は、記載内容が他の児童生徒にわからないようにし、学級担任に直接提出させるなどの配慮を行う。

学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学部主事や生徒指導部長に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

(イ) 教育相談体制の充実

担任が実施する児童生徒への定期的な面談や、保護者との個人懇談などで、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 保護者との協議

いじめがあったことが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の保護者と十分協議を行う。特にいじめを行った児童生徒の保護者には、学校の取組方針について十分説明を行い、理解を得るものとする。

(エ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止

するため、複数の教職員等によっていじめを受けた児童生徒やその保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

○いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から事実関係の聴取を行うとともに、状況に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーの協力を得ながら心のケアに努めるなど、その児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように環境の確保を図る。また、家庭訪問等により正確な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

○いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行った児童生徒から事実関係の聴取を行い、その児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも気を配りながら、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為であること」を理解させる。

また、正確な情報を迅速に伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行うなど、再発防止の措置を講じる。

○他の児童生徒へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせ、止めることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつことや、同調していた児童生徒には、荷担する行為になることを指導し、いじめは当事者だけの問題でなく全体の問題であることを理解させる。また、学級会や学年集会、学部集会等のアSEMBリーを実施し、児童生徒の間にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(オ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童生徒等の意向に配慮した上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。中でも、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該児童生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警

察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題である」という基本認識に立ち、教職員の何気ない言動が児童生徒を傷つけたり、結果的に他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。このため、いじめの防止等に適切に対応することができるよう、「いじめ問題対応マニュアル」や「いじめ問題対応ハンドブック」などを活用した校内研修を実施し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点について共通理解を図る。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や個人懇談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童生徒の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ防止等対策委員会においてケース会議等を行い、児童生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童生徒の言動を継続的に把握する。

いじめが解決したとみられる場合でも教職員の気づかないところで続けられていることもあるので、継続して十分な注意を払い、定期的に必要な指導を行う。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止等対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている「重大事態対応フロー図」をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

重大事態については、次の事項に留意する。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を負った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ防止等対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する。

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

「いじめ問題への取組について」のチェックポイント

(いじめ問題への取組の徹底について 平成18年10月19日付け 18文科初第711号)

〈趣 旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

〈チェックポイント〉 A☑できている B☑概ねできている C☑あまりできていない D☑まったくできていない

□「指導体制」におけるチェック項目	A	B	C	D
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。				
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。				
(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
□「教育指導」におけるチェック項目	A	B	C	D
(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実にも努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。				
(5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。				
(6) 道徳、学級(ホームルーム)活動、総合的な学習の時間等にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
(7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。				
(8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
(9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
(10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。				
(11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。				
(12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
□「早期発見・早期対応」におけるチェック項目	A	B	C	D
(13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
(14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。				
(15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。				
(16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。				
(17) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
(18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
(19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。				
(20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
(21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
(22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
□「家庭・地域社会との連携」におけるチェック項目	A	B	C	D
(23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。				
(24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。				
(25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				
(26) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				

いじめの態様と刑罰法規及び事例

いじめの態様(※)	刑罰法規及び事例	
① ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例①：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例①：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例②：プロレスと称して同級生を押しさえつけたり投げたりする。
③ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例③：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。
	強制わいせつ (刑法第176条)	第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例③：断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
④ 金品をたかられる。	恐喝 (刑法第249条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例④：断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
⑤ 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第235条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例⑤：教科書等の所持品を盗む。
	器物損壊等 (刑法第261条)	第261条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例⑤：自転車を故意に破損させる。
⑥ 冷やかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第222条)	第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例⑥：学校に来たら危害を加えると脅す。

	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、第231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例⑥: 校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて「万引きをしていて」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
<p>⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>脅迫 (刑法第222条)</p>	<p>第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p> <p>事例⑦: 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。</p>
	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、第231条)</p>	<p>第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。</p> <p>事例⑦: 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていて」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。</p>
<p>⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)</p> <p>5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略)</p> <p>6 (略)</p> <p>事例⑧: 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。</p>
<p>※いじめの態様は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目で分類している。</p>		

平成17年3月3日
和歌山教育委員会
和歌山県警察本部

学校と警察との相互連絡制度に関する協定書

和歌山県教育委員会（以下「甲」という。）及び和歌山県警察本部（以下「乙」という。）は、学校と警察の相互連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止並びに安全確保（以下「問題行動等」という。）に関し、学校と警察が連携・協力を図ることにより、21世紀をたくましく生きていく児童生徒の健全育成を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この制度の名称は、「きのくに学校警察相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

（関係機関）

第3条 この協定において連携する関係機関（以下「関係機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

(1) 甲及び県立学校

(2) 乙及び警察署

（連携の内容）

第4条 関係機関は、連絡制度の目的を達成するため情報を相互に交換し、必要に応じ問題行動等の解決のため協議を行い、具体的対策を講ずるものとする。

（相互連絡の対象事案）

第5条 連絡の対象事案は、目的に即して学校長、警察署長がそれぞれにおいて、相互の連絡が必要と認められるものとする。

(1) 学校から警察署への連絡対象事案

ア 児童生徒の非行や問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

イ 児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案及び身柄通告した触法事案

イ 送致、通告したぐ犯事案

ウ ア、イ以外の事案において、次の事由により、継続的な対応が必要と認められる事案

(ア) 原因、動機が学校、交友関係にある事案

(イ) 児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案

(ロ) 集団で非行・問題行動を起こした事案

(ハ) 薬物等の乱用事案

(ニ) 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなどぐ犯性が強い事案

エ その他特に事案の内容から、学校への連絡が必要と認められる事案

（相互連絡の範囲）

第6条 この協定に係る相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名及びその概要、対象事案に関係する問題行動等及び健全育成に資するために必要な情報とする。

（相互連絡の方法）

第7条 この協定に係る相互連絡の方法は、次のとおりとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。
- (2) 連絡責任者は、連絡担当者を指定し、本協定の目的に沿って、面接又は電話により連絡するものとする。

(秘密の保持)

第8条 相互に提供された情報については、個人情報保護の観点から、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 本制度の目的以外に使用してはならない。
- (2) 秘密保持に努めなければならない。
- (3) 連絡責任者は、これを厳守するために必要な措置を講ずる。

(配慮事項)

第9条 この協定に係る連携に当たっては、相互理解と信頼を保持するため、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 正確な連絡

相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。

- (2) 適正な処遇

対象事案に関係した児童生徒への処遇に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、教育的な観点から適正な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に基づく関係機関は、制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うものとする。

(経費の負担)

第11条 この協定に係る費用は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行年月日)

第12条 この協定に基づく連絡制度は、平成17年5月1日から施行する。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。